

○ 室蘭市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件について

1. 条例制定の理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、地方公共団体においても法の適用を受けることとなるため、その施行に関し、必要な事項を定めるもの

2. 条例制定の概要

これまで、地方公共団体は、法の適用を受けず、各地方公共団体がそれぞれ条例において個人情報の取扱いを定めていたが、法改正により、地方公共団体についても法の適用を受ける（議会を除く。）こととなるため、現在の室蘭市個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に関し、必要な事項を定める。

○ 条例で定める事項

項目	定める内容
事務登録簿の作成	法において、1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成は不要とされているが、旧条例と同様となるよう1,000人未満についても作成することとする。
開示請求手数料	条例で定めなければならないとされており、旧条例と同様に無料とし、送付や写しに係る費用等の実費のみ徴収する。
開示決定等の期日	法では30日以内とされているところ、旧条例と同様となるよう14日以内とする。
審議会への諮問	条例で定めることができるとされており、旧条例と同様、専門的な知見に基づく意見を求めるため、審議会へ諮問できることとする。

(個人情報の取扱いにおける主な変更点)

項目	旧条例	法
漏えい時の対応	定めなし	・個人情報保護委員会へ報告 ・本人へ通知
個人情報ファイル簿の公表	情報公開コーナーにおいて閲覧可能	ホームページ等において公表
訂正請求又は利用停止請求の対象	制限なし	開示を受けたものに限る。
他の地方公共団体等から提供を受けた情報の開示請求	室蘭市で開示等を決定（第三者として意見を聞くことが可能）	情報の提供を受けた他の地方公共団体等へ請求を移送できる。

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。